

主体別管理策一覧表

資料－4

■Push型通常情報提供サービス(視覚障害者以外対象)の例

	機密性				可用性				完全性			
	人為的要因		非人為的要因		人為的要因		非人為的要因		人為的要因		非人為的要因	
	内部要因	外部要因	内部要因	外部要因	内部要因	外部要因	内部要因	外部要因	内部要因	外部要因	内部要因	外部要因
場所情報コード管理センター									●場所情報コードの付与にあたり、割当済み場所情報コードを選択できないような管理の仕組みを整備する			
場所情報コード格納機器設置・管理者 (国・地方公共団体等の公的セクタ)					●場所情報コード格納機器撤去時には、必ず事前に撤去の旨をコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に通知するよう、作業手順を定める ●場所情報コード格納機器の納入受け入れ時に検査を実施するか、品質に関する証明を求める	●定期的に全ての場所情報コードの点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める			●場所情報コードの点検に合わせ、不正確な登録場所情報コードの発見・除去に努める ●定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める ●有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者(地方公共団体等の公的セクタ)に対しては、場所情報コード情報を提供しない ●場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める	●定期的に全ての場所情報コードの点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める		●点検により、不適正な場所情報コードの発見・復旧に努める
通信ネットワーク提供者				●阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じても環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護する ●情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける				●疎通障害が生じにくい環境で運用を行う ●利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する				
コンテンツ・サービス提供者 (地方公共団体等の公的セクタ)	●個人情報の取得に当たっては、利用目的を明示し、目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める ●利用目的と取得情報の適合性について、定期的に外部機関の監査を受ける	●情報セキュリティ技術を活用し、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する ●情報セキュリティ対策基準・運用ガイドライン等の厳格な運用により第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する ●情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける	●サーバに蓄積されるデータについて、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する ●情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける	●取り扱うデータについて、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する ●阪神淡路大震災級の大規模な自然災害が生じても環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護する ●情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける	●サービス停止時には必ず事前に利用者に通知を行うよう、作業手順を定める ●場所情報コード格納機器が撤去されていないか常に把握し、撤去の際は必ず利用者に通知を行うよう、作業手順を定める	●利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する	●サーバダウンが生じにくい環境で運用を行うとともに、サーバダウンが生じてもサービスが提供できるようバックアップシステムを準備する ●利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する	●疎通障害が生じにくい環境で運用を行う ●利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する	●利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する ●有害情報の発見・除去に努める ●サービス提供対象となっている場所情報コードの定期的な重複点検を行い、重複した場所情報コードの発見・除去に努める	●利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する	●定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報を発見・除去する ●利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する	●利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する ●一定以上の大規模な自然災害時には状況に応じた情報提供を行う
端末等製造者					●製造に当たって、インターフェースに準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける ●販売に当たって、注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する							
場所情報コード格納機器製造者					●製造に当たって、認定基準の認定を受け、仕様に準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける							
利用者						●リスクを保有し、情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め準備する						